

実施計画審査意見書

平成19年12月18日に神奈川県知事 松沢 成文から提出がありました(仮称)ツインシティ(大神地区)土地区画整理事業に係る環境影響予測評価実施計画書に対する神奈川県環境影響評価条例第12条第1項の規定による審査結果は、別紙のとおりです。

平成20年8月13日

神奈川県知事 松 沢 成 文

(仮称) ツインシティ (大神地区) 土地区画整理事業 (以下「本件事業」という。) は、平塚市大神291番地外の面積約70ヘクタールの土地 (以下「実施区域」という。) において、道路、公園等の都市基盤の整備を図るとともに、周辺環境に調和した商業系、業務系、産業系及び住居系等の用地の整備を一体的、計画的に行うものである。

事業実施予定者は神奈川県及び平塚市であるが、本件事業は都市計画決定手続を伴う事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続を都市計画決定権者である神奈川県が行っている。

本件事業は、東海道新幹線新駅 (以下「新駅」という。) の誘致に取り組んでいる神奈川県と神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会が平成14年4月に策定した「ツインシティ整備計画」に基づき、実施区域と相模川を挟んだ対岸の新駅誘致地区である寒川町倉見地区を道路橋で結ぶことを前提として、両地区を一体化した環境共生のモデルとなる都市づくりを目指すものである。

実施区域は厚木市との市境に近い平塚市北東端に位置し、田や畑などの農地が大部分を占める市街化調整区域である。実施区域の西側及び北側は農地等の市街化調整区域に、南側は東海道新幹線を挟んで第一種住居地域や工業地域、準工業地域に指定されている。東側は第一種住居地域に指定されていて、その先には相模川が流れている。

本件事業は大規模な土地区画整理事業であり、広範囲において長期間の造成工事を予定していることや、実施区域の周辺に住宅等が立地していることから、工事の実施や供用による環境への影響が懸念される。加えて、新駅や寒川町倉見地区と一体化した都市の形成を目指していることから、人口及び産業の集積や発生集中交通量などの予測の前提条件に不確定要素が多いと考えられる。

したがって、環境影響予測評価書案の作成に当たっては、次の審査結果を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 調査及び予測の方法について

(1) 予測の前提

本件事業の供用後における環境影響の予測にあつては、人口及び産業の集積や発生集中交通量など、予測の前提を明らかにする必要があるが、事業期間がおおむね20年間と長期であることやツインシティ整備計画を背景とした土地の利用や新駅の動向など不確定な要素が多いことから、予測の前提の検討経緯や設定根拠を丁寧に示すこと。

なお、発生集中交通量は、想定される変動を見込んで予測をすること。

(2) 動物

実施計画書によると、貴重種であるトウキョウダルマガエルが実施区域内で確認されたとあることから、川岸の湿った裸地を調査地点に加えるなど、トウキョウダルマガエルの生息特性等を踏まえて、調査を適切に実施すること。

(3) 文化財

実施区域のみならず隣接して文化財包蔵地があることから、包蔵地縁辺部も調査範囲に加えた上で、専門家の意見も踏まえながら予測をすること。

(4) 景観

実施区域周辺においては、丹沢大山及び富士山が重要な景観要素となっていることから、これらの景観要素を十分考慮した予測をすること。また、予測地点の選定については、不特定多数の人々が利用する場所に加え、住民の生活に配慮した身近な場所も選定すること。

2 その他

「地域の環境と共生し、地球環境にやさしい環境共生都市の整備」を目標のひとつとしているが、具体的な内容が明らかになっていないことから、温室効果ガスの排出削減や自然環境に配慮したまちづくりへの取組み方法など、どのように目標を実現していくのかを明らかにすること。